

議案第 7 4 号

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例（平成26年大口町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による大口町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による大口町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>